

議案第46号

守口市水道条例の一部を改正する条例案

守口市水道条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和7年7月11日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市水道条例の一部を改正する条例

守口市水道条例（昭和36年守口市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第10条まで 略 （給水装置工事の施行） 第11条 給水装置工事は、市又は指定工事業者が施行する。 2から4まで 略 第12条から第35条まで 略 （手数料） 第36条 手数料は、次の各号に掲げる事項の申込みの際、当該各号に定める額を徴収する。ただし、第1号及び第6号に規定する手数料は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額（その額に1円未満の端数が生	第1条から第10条まで 略 （給水装置工事の施行） 第11条 給水装置工事は、市又は指定工事業者が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が水道法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2から4まで 略 第12条から第35条まで 略 （手数料） 第36条 手数料は、次の各号に掲げる事項に<u>応じ</u>、当該各号に定める額を徴収する。ただし、第1号及び第6号に規定する手数料は、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額（その額に1円未満の端数が生じたと

じたときは、これを切り捨てる。) とする。 (1)から(6)まで 略 以下 略	きは、これを切り捨てる。) とする。 (1)から(6)まで 略 <u>2 手数料の納付時期は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時とする。</u> (1) <u>前項第1号から第3号まで及び第6号に規定する手数料 給水装置工事申込みの時からしゅん工検査の時まで</u> (2) <u>前項第4号及び第5号に規定する手数料 申請の時</u> <u>3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</u> <u>4 前3項に規定するもののほか、手数料に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</u> 以下 略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。